

令和8年9月9日

此花西部臨港緑地エリア 西側区間 水辺賑わいづくり事業に関する ヒアリング等の結果（概要）

1. 対象事業

此花西部臨港緑地エリア 西側区間 水辺賑わいづくり事業

2. 実施主体

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会

（事務局：公益財団法人 大阪府都市整備推進センター）

3. 実施経緯

令和8年6月30日 メールによる依頼

令和8年7月14日 回答、とりまとめ

4. 実施結果

7社に依頼（建設会社3社、不動産会社4社）

(1)応募意欲について

意欲有りの事業者は、当該事業地の整備で周辺エリア価値が更に向上することや、舟運及び夢洲などとの連携など、更なる賑わいが創出され、整備コストに対し十分なメリットがあるとのことのご意見でした。

意欲無しの事業者は、エリアの魅力が高まっているという認識があるものの、インフラ設備等の事業者負担が大きすぎることに加え、近年の建設コスト高騰などもあり、投資コストを回収できないとのことのご意見でした。

(2)その他のご意見

いただいた主なご意見は、以下の通りです。

- ・当該事業地の整備により、周辺エリアの価値が向上することは期待されることから、隣接権利者であれば投資の可能性がある。
- ・店舗等を設置する場合、敷地が帯状で活用が難しい。また、近隣の施設と競合することになるため事業成立性が厳しいと思われる。
- ・周辺住民も少なく、ホテル利用者以外の利用は見込めないのではないか。
- ・他の水辺拠点との連携による舟運活性化策の検討、公共施設整備推進など、行政側からの動きがあれば、民間事業者の投資意欲も上がり、官民連携の取組となるのではないかと。

（以上）